

第1回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和44年10月9日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
新居浜工業高等学校長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
中国四国農政局長
高松陸運局長
国鉄四国支社長
愛媛県副知事
松山市長
小松町長
愛媛県議会議員（6名）
今治市議会議長
川内町議会議長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
都市計画課長
建築課長
企画調整課長
農政課長
港湾課長
環境衛生課長
農地拓殖課長

第1号議案 愛媛県都市計画地方審議会議事運営規程

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

仮議長：ただ今から会長選挙を行う。会長は愛媛県都市計画地方審議会条例の規定により、「学識経験者」のうちから委員の選挙によって定めることになっている。

委員：投票でなく、推薦で決めてはどうか。

（異議なしの声あり）

委員：委員にお願いしたい。

異議なしの声あり、

仮議長：委員が愛媛県都市計画地方審議会の会長に選ばれた。

第1号議案

委員：非公開の件があいまいである。原則公開としてはどうか。

幹事：一般的には非公開が多い。審議会にはニュアンス等があり、意見書も出て来るので、非公開がよろしいと思う。

委員：関係者には利害があり、民主的にやらねばならない。審議が関係者に十分できるよう要望したい。

会長：審議の間は非公開にするものだ。

委員：異論のあるものをすべて公開にすると、地元の住民が多く聞いてやりにくい。原則として非公開とし、非公開の場で民主的にやってゆきたい。次に、予算を取るために必要なものは、以前は持ち回りであったが、今度はどうするのか。

幹事：重要なもので持ち回りはやめたい。常務委員会でやってゆきたい。

委員：急なものはどうか。

幹事：事務的にできる方法でやってゆきたい。

議長：公開の整理ができていない。

委員：必要においては議長が公開するよう修正したところもある。

委員：非公開を原則、必要によっては議長が公開するよう修正したい。

委員：一応賛成。未熟なままで審議会に出てきて今まで問題があった。新法に基づいて市町村の段階にアクションをとっていただきたい。公聴会の意見を十分議長にお願いすることで原案に賛成。

委員：招集の会期について、議案の中身を知りたいので、3日前を5日前としてはどうか。

議長：3日前を5日前と訂正する。審議会の非公開については、希望意見があるので民主的にやりたい。

委員：審議会に出て来るまでに事務局でやっていただき、審議会は非公開としたい。公開するときは皆さんにはかってやってゆき、会長の裁量ではいけない。

議長：愛媛県都市計画地方審議会議事運営規程について原案どおり可決決定することに意義ありませんか。
（異議なしの声あり）

議長：それでは、原案どおり可決決定する。次に都市計画法の施行について幹事に説明させます。

幹事：説明

委員：区域の決定について、事務局の考え方はどうか。原案ができれば、どのように審議するのか。

補佐：現在、線引きの作業を行っている。2,500分の①の図面にメッシュを組み、原案を作っている。県の内部の都市計画推進委員会で総意をまとめ、市町村、農林部門と連絡をとり、公聴会等利害関係者の意見書を取り、審議会に諮る。

委員：審議会の決定が周辺住民に大きな影響を及ぼすので、慎重な審議が必要。3日前、5日前の議事では単刀直入のやり方はさけられるようお願いしたい。

幹事：作業の段階で正式でなくてかけます。

議長：手続きを十分ふんで行う。

第2回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和44年12月22日）

第1号議案 松山都市計画市場の決定について（松山市決定）

都市計画市場をつぎのように決定する。

【名称（番号、市場名）、位置、面積】

1、松山市中央卸売市場、松山市久万の台字丁地字小松ヶ鼻地内、約9.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該申請地は市街地を中心に北西約3km、国道196号線から西方900m市街地から三津浜を結ぶ松山都市計画街路道後松山港線北方600m、都市計画街路として計画されている松山環状線の西側50m、国道196号線より新設された市道（幅員6m）沿いに位置した交通至便の地点にあり、市街地と海岸部の丁度中間距離にあつて、総合集散市場としての機能を充分発揮でき、県外物資の導入を図る拠点として絶好の位置であり、又用地周辺には関連産業進出の余地も充分にあり用地内には支障物は全くなく、環境衛生、公害面からも見通しもよく、土地利用のうえから検討した結果、当該区域に中央卸売市場を計画するものである。

第2号議案 松山都市計画公園の変更について（松山市決定）

松山都市計画公園に第36号公園ほか2公園を追加する。

松山都市計画公園（松山市決定）

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、36、杖ノ渕公園、松山市南高井町地内、約0.43ha、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

近隣公園、37、森松公園、松山市森松町地内、約0.95ha、園路広場、修景施設、休養施設、運動施設、便益施設

児童公園、38、若宮公園、松山市高岡町地内、約0.14ha、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置し、もって住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

第3号議案 壬生川都市計画下水道の変更（壬生川町決定）

壬生川都市計画下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称：壬生川下水道

2. 排水区域

【面積、摘要】

都市下水路、約104ha、本河原下水路64ha、大曲下水路40haを、

都市下水路、約214ha、本河原下水路64ha、大曲下水路40ha、三津屋下水路110ha、に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

3. 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

本河原下水路、大字三津屋、大字壬生川、1.1m～2.2m、約 1,550m、起点に地積約 620m²の遊水地を設ける。
大曲下水路、大字三津屋、大字三津屋、1.5m、約 280m を、
本河原下水路、大字三津屋、大字壬生川、1.1m～2.2m、約 1,550m、起点に地積約 620m²の遊水地を設ける。
本河原下水路吐口、大字三津屋、大字三津屋、1.0m、約 60m
大曲下水路、大字三津屋、大字三津屋、1.5m、約 280m
三津屋第 1 号下水路、大字三津屋、大字周布、1.0m～1.7m、約 1,840m
三津屋第 2 号下水路、大字三津屋、大字三津屋、1.0m、約 130m
三津屋下水路吐口、大字三津屋、大字三津屋、1.5m、約 20m に改める。
「下水路の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4. ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

本河原ポンプ場、大字三津屋地内、約 240m²、133m³/分 を、
本河原ポンプ場、大字三津屋地内、約 240m²、133m³/分
三津屋ポンプ場、大字三津屋地内、約 460m²、190m³/分 に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

壬生川町は地形上水利状況が極めて悪く然も南海地震以来の地盤沈下によって市街地の一部は海潮面より低く、年数回の大雨時には、浸水からまぬがれず多大の被害を受けており、又加えて近年当該地区の発展は著しく都市改造施行計画も併せ益々排水施設を整備する必要があると本案のように排水計画をするものである。

第 4 号議案 住宅地区改良法に基づく改良地区の指定について

改良地区の指定

1. 改良地区名、孫九郎地区（新居浜市新須賀乙 381 番地の 2）
2. 改良地区の面積、0.56ha
3. 改良地区の区域、別添図面表示のとおり

附属資料

改良地区の指定について

新居浜市孫九郎地区の不良住宅の改良につき、住宅地区改良事業を実施するため住宅地区改良法第 4 条第 1 項の規定により改良地区の指定を受けるもので、住宅地区改良法施行令第 4 条に規定する改良地区の指定基準に当該地区は次のとおりそれぞれ該当し、適法である。

令第 4 条の基準、孫九郎地区

- 1 号、1 団地の面積が 0.15 ヘクタール以上であること (A) : 0.56 ヘクタール
- 2 号、1 団地内の不良住宅の戸数が 50 戸以上であること (B) : 66 戸
- 3 号、1 団地内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が 8 割以上であること (C) : 100%
- 4 号、1 団地（公共施設の用に供している土地の面積を除く）の面積に対する 1 団地内の住宅の戸数の割合が 1 ヘクタールあたり 80 戸以上であること (D) : 126 戸/ha
改良地区内の公共施設の用に供している面積 (E) : 0.04ha
改良地区内の住宅の戸数 (F) : 66 戸

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

愛媛県都市計画地方審議会常務委員会規則について、
常務委員会が処理すべき事項：

1. 都市計画の軽易な変更、
2. 住宅地区改良法による地区の指定
3. 建築基準法第 54 条ただし書きによる敷地の位置の決定
4. 土地改良法による意見の提出

愛媛県都市計画地方審議会常務委員会規則の承認。

第 1 号議案

幹事：松山市の生鮮食料品市場の現状は、青果関係市場が 12、鮮魚市場が 2 つ、それぞれ市内に散在している。

適地を選び統合された設備の完備した中央卸売市場ができることが望ましい。位置は松山環状線沿いが望まれており、今回選んだ位置は、周辺にまだ広い土地が残っており、将来の関連産業の立地からも都合が良い。松山港にも近い。現在、この地域には用途地域を指定していないが、今後検討していく。騒音、臭気、汚水などが多少あると思うが、敷地も広く、周囲に人家もないので、さして支障はない。汚水については、浄化して久万川へ放流するので、心配ない。取扱品目は、野菜、果物、鮮魚、塩干、乾物で、取扱量は昭和 53 年に 13 万トン、1 日当たり 420 トン、昭和 47 年から開設の予定です。

委員：この図面にある道路は、なんという道路でいつごろできるのか。

幹事：中央卸売市場への出入りのための道路は、市のほうで開設までには環状線の一部を建設してそれを使う計画です。

委員：生鮮魚の扱いについてトラブルの場合等は...

幹事：松山市の助役さんが見えておりますので。

委員：鮮魚介の問題につきましては、構想を作ります最初に、臨時専門委員会を設けまして、学識経験者、消費者代表、議会、鮮魚介関係業者、仲買、小売人、こういった代表者 44、5 人を作りまして説明を申し上げました。そこで鮮魚介と青果物とをいっしょにして 1 つの総合市場を建設しようという基本構想を示しました。その際に満場一致の賛成を得ています。三津の朝市は、かなり古くあるもので、業者以外の方が、そういうようなことで尊重してくれんか、そういうような動きがありますが、私たちの方では最初の基本構想を臨時専門委員会にはかって決めております。今後の調整については市が責任を持ってやってまいりたい。

委員：実際問題、魚は、鮮度の問題、運搬の問題などで海岸ぶちでないと、市場を作っても利用しなかったら困るんですが、業界との話し合いは十分ついておりますか。

委員：業界との関係は、先程申し上げましたように、基本構想について話し合っただけでスタートしています。青果物と鮮魚の両方合わせてどこがいいかを十分研究して選定しました。

第 3 号議案

委員：三津屋の区画整理事業がかなり難航しているようだが、それと本件との関連はあるのか。関連がある場合には区画整理事業との調整がさらに難しくなると心配している。

幹事：区画整理事業は難航しておりますが、町長さんはじめ熱心にやっておられ、地元の反対者とも話し合い、団体としての反対は少なくなった。この下水路は区画整理区域内を流れているので、これをやらないと区画整理も進まないことになる。

委員：これで同一規模の市街地としては進んでいるのか。

幹事：従来から2本できて3本目ですから、愛媛県下ではかなりいい。

第4号議案

幹事：この孫九郎地区は、昭和18年ころに建設された市営住宅約66戸です。非常に老朽化が著しく、入居者も低所得であり、早急に不良住宅を一掃し、環境の整備をはかる必要があります。今後、地区指定が実現した後は、新居浜市が4カ年計画で96戸の住宅を建てる予定。また隣接して昭和15年ころに建てられた住友重機の社宅130戸があり、同様に老朽化しているので、現在検討中です。

都市計画法施行規則（昭和4年建設省令第42号）

都市計画の軽易な変更

第13条

令第15条の建設省令で定める都市計画の軽易な変更は、次の各号における都市計画について、それぞれ当該番号に掲げるものとする。（一部のみ抜粋）

- 1 市街化区域、市街化調整区域：区域の変更で面積が2ha未満。
- 2 地域地区：（法第8条第2項第10号及び第11号に掲げるものを除く）次号から第9号までに掲げる区域の変更、または、がけ、その他の地形、地物の位置の変更（埋立による変更を除く）に伴う位置、区域、又は面積の変更。
- 3 道路：
 - イ、起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、中心線の振れが50m未満、当該変更の区間の延長が500m未満。
 - ロ、拡幅による位置または区域の変更で、当該変更の区間の延長が500m未満。
 - ハ、イまたはロに掲げる変更に伴う他の道路の起点または終点の変更（起点または終点の移動距離が50m以上のものを除く）当該他の道路の位置または区域の変更。
- 4 都市高速鉄道：
 - イ、起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、中心線の振れが50m未満、当該変更の区間の延長が500m未満（区間に停車場または車庫を含むものを除く）。
 - ロ、停車場または車庫の区域外で、拡幅による位置または区域の変更で、当該変更の区間の延長が500m未満。
 - ハ、停車場または車庫の位置または区域の変更で、区域境界の移動距離が20m未満。
- 5 自動車ターミナル：位置、区域または面積の変更で、変更面積が2,000m²、かつ変更前面積の20%未満。
- 6 空港：位置、区域または面積の変更で、変更面積が4,000m²、かつ変更前面積の20%未満。
- 7 公園、緑地及び墓園：次に掲げる位置、区域または面積の変更。ただし、公園、緑地については、その区域の全部が幅員12m以上の道路を越えて移動、鉄道、道路または河川が区域を分断するもの、既存の主要な公園施設である樹林、池等を失うものを除く。
 - イ、面積の変更を伴わない位置または区域の変更で、境界の移動距離が50m未満。
 - ロ、面積の拡張またはこれに伴う位置または区域の変更で、変更面積の合計が変更前面積の20%未満。
 - ハ、区域境界の整正のための位置、区域または面積の変更で、変更面積が1,000m²、かつ変更前面積の5%未満。
- 8 下水道：
 - イ、道路区域内の下水管渠の位置または区域の変更。
 - ロ、処理施設またはポンプ施設の位置または区域の変更で、変更面積が2,000m²、かつ変更前面積の20%未満。
- 9 河川又は運河：

- イ、起点または終点の変更を伴わない線形の変更による位置または区域の変更で、区域境界の移動距離が 50m 未満、当該変更の区間の延長が 500m 未満。
 - ロ、拡幅による位置または区域の変更で、当該変更の区間の延長が 500m 未満。
- 1 1 1 団地の住宅施設：
- イ、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数の変更で、変更予定戸数の総数が 50 戸未満。
 - ロ、公共施設、公益的施設または住宅の配置の方針の変更で、公共施設、公益的施設の規模の変更を伴わない。
- 1 2 1 団地の官公庁施設：公共施設、公益的施設の規模の変更を伴わない。

第3回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和45年5月15日（持ち回り））

第5号議案 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置について

1. 申請者、川之江市、川之江青果協同組合、理事長
2. 敷地の位置、川之江市川之江町字横田 446 の 1（川之江都市計画区域内）
3. 用途、青果市場
4. 敷地及び建築物の概要
 - (1) 敷地面積、5,530.53 m²
 - (ア) 建築物
 - 鉄骨造
 - 建築面積、2,068.47 m²
 - 延べ面積、1,845.47 m²
 - 作業場の床面積、1,415.47 m²

理由書

合併による新築移転

第4回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和45年6月23日（常務委員会））

常務委員会名簿

会長

愛媛県農協中央会会長

愛媛大学教授

愛媛県農業会議会長

四国財務局松山財務部長

愛媛県副知事

愛媛県議会議員（2名）

松山市長

川内町議会議員

第6号議案 今治都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園を次のように変更する。

【名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

5、日吉公園、南宝来町1丁目6番地、約0.45ha、ブランコ、シーソー、スベリ台、砂場、便所、植樹、照明灯

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

隣接する学校施設の配置替え計画に伴い、本案のように公園の区域を変更し、もって児童の健全な保健慰楽に寄与せんとするものである。

第7号議案 川之江都市計画道路の変更（川之江決定）

都市計画道路中2等大路第3類第3号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長または面積）、構造（幅員、構造）、摘要】

幹線街路、2,3,3、西新町土居線、川之江市市川之江町港通り 4063-12、川之江市妻鳥町 2754、（川之江市井地 615 の2）、約3,500m、12.0m、地表式、大江橋幅員 12.0m

ただし、妻鳥町 987、妻鳥町 2754、約1,100m、8.0m、地表式

川之江町字井地山 1027-11、川之江町字城山峠 1054、約80m、12.0m~21.0m、地表式

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本道路の計画区域の一部を地形の状況により検討した結果、本案のように区域の変更をするものである。

第8号議案 壬生川都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中2等大路第2類第2号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長または面積）、構造（幅員、構造）、摘要】

幹線街路、2,2,2、三津屋壬生川中学校線、大字北条 1206 番地地先、大字周布 207 番地の3、（大字三津屋 633 の1）、約2,560m、16m、地表式、前口川橋 w=16m、汐取橋 w=16m

ただし、大字北条 1182 番地、大字北条 1181 番地、約110m、29~16m、地表式

大字北条 1388 番地、大字北条 1411 番地の 1、約 120m、16～33m、地表式
大字三津屋 647 番地の 1、大字三津屋 649 番地、約 110m、33～16m、地表式
大字三津屋 638 番地の 1、大字三津屋 633 番地の 1、約 60m、16～57m、地表式
大字北条 1631 の 1 番地、大字北条 1650 の 1 番地、(大字周布 334 の 1 番地)、約 320m、
16～24～16m、地表式、鉄道立体交差 w=14m

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本道路の計画を詳細に検討した結果、地形の状況により本案のように計画区域の一部を変更するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 6 号議案

委員：何か施設はやっていきますか。

幹事：現在はやってない。バレーコートだけです。施設については今後やってゆく。不整形なものが、この変更によって学校側のプールが整備され、全体的に整理しやすくなる。

委員：格好も良くなり、両方が良くなる。

第 8 号議案

委員：これは壬生川町の区画整理と関係はないか。

幹事：街路の施行には関係ありません。区画整理事業についてはいろいろ問題はあるが、最近着々と進んでいる。

会長：幹線を計画決定したときに当然堤防のことがわかっていたのにどうしてか。

幹事：従前のものは 3,000 分の 1 の図面でやっていたので、測量はやってなく、幅だけ認定していた。新法になって、現実に要る土地を認定しなさい、その都度変更しなさいということになったので、常務委員会での軽易な変更が多くなると思います。当初から詳細な図面を作っておけばこのような問題は起きないので、今後はこういう問題は防ぎたい。

第 5 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 45 年 10 月 5 日）

第 9 号議案 川之江都市計画公園の変更（川之江市決定）

都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、3、東宮公園、川之江市妻鳥町川東字東宮、約 0.99 ha、園路広場工、遊戯施設工、修景施設工、休養施設工、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

健全なる都市づくりと市民の慰楽に供するため川之江都市公園に第 3 号公園を追加変更するものである。

第 10 号議案 川之江都市計画川之江臨港地区の変更（知事決定）

川之江都市計画川之江臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

川之江臨港地区、約 21.3ha、工業港区、10.4、商港区、10.9、特殊物資港区、保安港区、計 21.3

「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

港湾周辺の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、企業が埋立をした地域を追加指定しようとするものである。

第 11 号議案 新居浜都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称：新居浜下水道
2. 排水区域

【名称、面積、摘要】

「公共下水道、約 46ha」

「都市下水路、約 449ha、沢津下水路 56ha、江口下水路 120ha、惣開下水路 40ha、久保田下水路 56ha、元塚下水路 76ha、西新居浜下水路 101ha」

を、

「公共下水道、約 46ha」

「都市下水路、約 362ha、江口下水路 120ha、惣開下水路 40ha、久保田下水路 56ha、元塚下水路 76ha、垣生下水路 70ha」

に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

（イ）公共下水道

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

「港町幹線、港町、中須賀町 2 丁目、0.9m～1.4m、約 1,170m

港町幹線吐口、港町、0.4m～1.5m、約 10m

その他、0.3m～0.9m、約 10,700m」

を、

「港町幹線、港町甲 451 番地、中須賀町 2 丁目、0.9m～1.4m、約 1,170m

港町幹線吐口、0.4m～1.5m、約 10m

その他、0.3m～0.9m、約 10,700m」

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

(ロ) 都市下水路

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

「沢津下水路、沢津 518 番地、沢津 40 番地、1.2m～7.0m、約 800m、起点に地積約 620m²の遊水地を設ける。

沢津下水路吐口、沢津 394 番地、1.0m～2.0m、約 10m

江口下水路、新田町 1 丁目 4 番 24 号、河内町 4 番 50 号、1.2m～4.5m、約 1,170m、起点に地積約 5,000m²の遊水地を設ける。

江口下水路吐口、新田町 1 丁目 4 番 31 号、径 1.2m～1.4m、約 20m

惣開下水路、金子乙 1596～3、金子乙 394 番地、1.2m～1.5m、約 820m

惣開下水路吐口、金子乙 1596～3、径 0.7m～1.5m、約 10m

久保田下水路、金子甲 880 番地、金子甲 414～2、1.4m～2.2m、約 1,170m

久保田下水路吐口、金子甲 880 番地、2.2m～2.5m、約 10m

元塚下水路、新須賀甲 571、新須賀 752、2.0m～1.8m、約 580m

元塚下水路吐口、新須賀甲 571、径 1.2m～1.5m、約 30m

西新居浜下水路、新居浜甲 1467～2、新居浜甲 575、2.0m～2.8m、約 1,590m

西新居浜下水路吐口、新居浜甲 1467～2、径 1.0m～2.8m、約 10m」

を、

「江口下水路、新田町 1 丁目 4 番 24 号、河内町 4 番 50 号、1.2m～4.5m、約 1,170m、起点に地積約 5,000m²の遊水地を設ける。

江口下水路吐口、新田町 1 丁目 4 番 31 号、4.5m、約 10m

惣開下水路、惣開町乙 1596～3、磯浦町乙 394 番地、1.2m～1.5m、約 820m

惣開下水路吐口、惣開町乙 1596～3、径 1.5m、約 50m

久保田下水路、久保田町 2 丁目甲 880 番地、久保田町 3 丁目甲 414 の 2 番地、1.4m～2.2m、約 1,170m

元塚下水路、菊本町 1 丁目甲 752 番地、新須賀町 2 丁目甲 571 番地、1.8m～2.0m、約 580m

元塚下水路吐口、菊本町 1 丁目甲 752 番地、径 1.2m、約 30m

垣生下水路、垣生 2105 番地、垣生 883 番地、1.5m～2.5m、約 1,040m

垣生下水路吐口、垣生 2105 番地、径 2.0m、約 40m」

に改める。

「下水路の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4. ポンプ施設

(イ) 公共下水道（変更なし）

【名称、位置、敷地面積、摘要】

東町ポンプ場、新居浜甲 451 番地、約 1,000m²、227m³/分

(ロ) 都市下水路

【名称、位置、敷地面積、摘要】

「沢津ポンプ場、沢津 894 番地、約 180m²、306m³/分
土場ポンプ場、新田町 1 丁目 4 番 31 号、約 350m²、492m³/分
惣開ポンプ場、金子乙 1596 番地の 3、約 200m²、63m³/分
元塚ポンプ場、新須賀甲 571 番地、約 460m²、51m³/分
西原ポンプ場、新居浜甲 1467 の 2 番地、約 200m²、240m³/分」
を、
「土場ポンプ場、新田町 1 丁目 4 番 31 号、約 350m²、180m³/分
惣開ポンプ場、惣開町乙 1596 番地、約 200m²、63m³/分
元塚ポンプ場、菊本町 1 丁目 752 番地、約 460m²、51m³/分
垣生ポンプ場、垣生 2105 番地、約 830m²、269m³/分」
に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

従来の計画を検討した結果、一部現状と即さない点があるので、新都市計画法の施行を機に一部計画の変更をするものである。尚公共下水道については新住居表示による町名、地番の変更を行うものである。

第 12 号議案 新居浜都市計画新居浜臨港地区の変更（知事決定）

新居浜都市計画新居浜臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

新居浜臨港地区、約 203.3ha、工業港区、187.5、商港区、11.1、特殊物資港区、4.4、保安港区、0.3、計 203.3

「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

港湾周辺の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、追加指定しようとするものである。

第 13 号議案 新居浜都市計画東予臨港地区の変更（知事決定）

新居浜都市計画新東予臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

東予臨港地区、約 185.8ha、工業港区、185.8、商港区、特殊物資港区、保安港区、計 185.8

「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

港湾周辺地域の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、臨港地区を決定しようとするものである。

第 14 号議案 西条、壬生川都市計画東予臨港地区の変更（知事決定）

西条、壬生川都市計画新東予臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

東予臨港地区、約 393.1ha、工業港区、324.9、商港区、68.2、特殊物資港区、保安港区、計 393.1

「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

港湾周辺地域の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、県及び企業が埋立をした地域を追加指定しようとするものである。

第 15 号議案 松山都市計画道路の変更（知事決定）

都市計画道路中 1 等大路第 3 類第 3 号線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長又は面積、幅員、構造】

幹線街路、1, 3, 3 松山環状線、岩崎町 2 丁目 242 番地、大川橋南詰、（樽味町 348 番地、土居田町 406 番地）、約 11,590m、28m、中央分離帯あり、和泉橋幅員 26m

ただし、岩崎町 2 丁目 242 番地、持田町 1 丁目 125 番地地先、約 710m、18m、
持田町 1 丁目 125 番地地先、枝松町 6 丁目 99 番、約 1,850m、20m、
湯渡橋幅員 18.8m

枝松町 6 丁目 99 番、天山町 256 番、約 500m、20～34.5m、横河原線との立体交差幅員 26m

天山町 256 番、朝生田町 63 番、約 560m、28～38m、嵩上式、国道 33 号線との立体交差幅員 17m

朝生田 853 番、朝生田町 997 番、約 180m、28～38m、

和泉 845 番地、土居田町 55 番、約 600m、38～43m、嵩上式、国道 56 号線バイパス立体交差幅員 17m

土居田町 55 番、土居田町 131 番、約 160m、38m

土居田町 131 番、土居田町 296 番、約 340m、38m、予讃線との立体交差幅員 26m

土居田町 250 番、土居田町 340 番、約 160m、38m

土居田町 343 番、生石町 90 番、約 360m、28～44m、郡中線との立体交差幅員 26m

南江戸町 814 番、朝美町 3 丁目 1216 番、約 1,170m、27m

朝美町 3 丁目 1216 番、朝美町 3 丁目 674 番、約 330m、27～37m、予讃線との立体交差幅員 26m

朝美町 3 丁目 674 番、衣山町 179 番、約 540m、27m

衣山町 179 番、大川橋南詰、約 2,110m、20m

位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり

理由書

都市内交通量の増大に対処し、将来における交通量を勘案し再検討の結果本案のように変更しようとするものである。

第 16 号議案 松山都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、39、正円寺公園、松山市正円寺町地内、約 0.25 ha、園路、広場、遊戯施設、便益施設、修景施設、休養施設、照明施設、管理施設

児童公園、40、泊公園、松山市泊町地内、約 0.17 ha、園路、広場、遊戯施設、便益施設、修景施設、休養施設、照明施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

第 17 号議案 松山都市計画下水道の変更（松山市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称：松山下水道
2. 排水区域（変更なし）

【名称、面積、摘要】

公共下水道、約 920ha、三津排水区、74 ha、本庁排水区、846ha

都市下水路、約 665ha、堀江下水路 35ha、三津中須賀下水路 630ha

「区域は、計画図表示のとおり」

5. 下水管渠

（イ）公共下水道（変更なし）

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

三津 1 号幹線、梅田町 2299 番地の 16 地先、梅田町 42 番地の 10 地先、1.0m、約 150m、三津排水区

三津 2 号幹線、梅田町 2299 番地の 16 地先、三津 3 丁目 295 番地地先、1.0m、約 300m、三津排水区

1 号幹線、生石町 531 番地地先、道後湯之町 1383 番地地先、3.0m～0.9m、約 5,410m、本庁排水区

2 号幹線、湊町 8 丁目 113 番地の 1 地先、勝山町 1 丁目 19 番地の 4 地先、1.80m～1.0m、約 2,810m、
本庁排水区

3 号幹線、竹原町 1 丁目 10 番地の 5 地先、柳井町 2 丁目 20 番地の 9 地先、1.20m～1.0m、約 1,160m、
本庁排水区

4 号幹線、湊町 8 丁目 113 番地の 1 地先、藤原町 498 番地の 7 地先、1.35 m～0.9m、約 1,300m、本庁排水区

5 号幹線、此花町 1 番地地先、石手 5 丁目 645 番地の 1 地先、1.35 m～0.7m、約 1,790m、本庁排水区

6 号幹線、清水町 3 丁目 32 番地の 1 地先、祝谷 3 丁目 41 番地の 1 地先、1.10m～1.0m、約 1,200m、
本庁排水区

7 号幹線、萱町 4 丁目 7 番地の 1 地先、本町 6 丁目 6 番地の 10 地先、1.65 m～1.2 m、約 1,040m、本庁排水区

（ロ）都市下水路

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

宮市下水路、字宮市 1657 番地地先、字宮市 1800 番地地先、0.7m～1.1m、約 520m、堀江下水路

古三津下水路、中須賀町 2872 番地地先、山西町 155 番地の 1 地先、2.4m～1.5m、約 1,800m、三
津中須賀下水路

支線 1、中須賀町 2872 番地地先、中須賀町 1315 番地地先、1.6m～1.4m、約 1,510m、三津中須賀下水路

支線 2、中須賀町字東港山 2108 番地の 2 地先、石風呂町 1100 番地地先、1.7m～1.3m、約 670m、
三津中須賀下水路

中須賀下水路吐口、中須賀町 2873 番地地先、三杉町 2885 番地の 2、2.0 m、約 100m、三津中須賀下水路
を、

宮市下水路、堀江町 1657 番地地先、堀江町 1557 番地の 2 地先、1.1m～0.9m、約 170m、堀江下水路

古三津下水路、中須賀町 3 丁目 2872 番地の 45 地先、山西町 155 番地の 1 地先、2.5m～1.6m、約
1,800m、三津中須賀下水路

中須賀 1 号下水路、中須賀町 3 丁目 2872 番地の 45 地先、高山町 3554 番地の 1 地先、2.6m～1.5m、

約 1,520m、三津中須賀下水路

中須賀 2 号下水路、辰巳町 2108 番地の 3 地先、石風呂町 1100 番地地先、1.8m～1.6m、約 670m、
三津中須賀下水路

中須賀下水路吐口、三杉町 2873 番地地先、三杉町 2885 番地の 2、2.0 m、約 100m、三津中須賀下水路
に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4. ポンプ場（変更なし）

（イ）公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

第 1 ポンプ場、梅田町 2299 番地の 16 地先、約 470m²、ポンプ 163m³/分

第 2 ポンプ場、住吉 2 丁目 2202 番地の 5 地先、約 190m²、ポンプ 39m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

（ロ）都市下水路

【名称、位置、敷地面積、摘要】

堀江ポンプ場、堀江町 1657 番地、約 660m²、71.4m³/分

中須賀ポンプ場、三杉町 2885 番地の 2、約 2,000m²、481m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5. 処理施設（変更なし）

【名称、位置、敷地面積、摘要】

松山処理場、生石町 530 番地付近、約 37,300 m²、中級処理約 43,280m³/日、約 157,000 人
理由書

さきに都市計画を行った、三津中須賀排水区（都市下水路）の主要幹線ならびに幹線の幅員を変更し、併せて新都市計画法が施行されたので、従来の都市計画下水道の表示様式を新様式に改めたものである。

第 18 号議案 伊予都市計画伊予臨港地区の変更（知事決定）

伊予都市計画伊予臨港地区を次のように変更する。

【名称、面積、摘要（分区、面積（ha））】

伊予臨港地区、約 6.2ha、工業港区、商港区、2.4、特殊物資港区、3.5、保安港区、0.3、計 6.2

「位置、及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

港湾周辺地帯の効果ある利用とその発展を図り、秩序ある管理運営を期するため、県が埋立した地域を追加指定しようとするものである。

第 19 号議案 大洲都市計画道路の変更（大洲市決定）

都市計画道路中 1 等小路第 2 号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長または面積）、構造（幅員、構造）、摘要】

幹線街路、1,小,2、若宮慶雲寺線、田ノ口チョウナガ 372 の 1、五郎甲 2521 番地の地先、約 810m、8m、地表式、
ただし、田ノ口チョウナガ 372 の 1、若宮 715 番地、約 250m、12m、地表式

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線の計画を検討した結果、地形及び交通の状況等により、本案のように計画幅員の一部を12mに変更するものである。

第20号議案 野村都市計画道路の変更（野村町決定）

都市計画道路中2等大路第3類第1号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長または面積）、構造（幅員、構造）、摘要】

幹線街路、2,3,1、中村緑ヶ丘線、大字野村10号483、大字阿下7号152、（大字野村12号646）、約2,000m、12m、地表式、野村大橋幅員7.0m

ただし、大字阿下7号33、大字阿下7号107、約280m、12.0m～13.0m、地表式

大字阿下7号107、大字阿下7号152、約130m、6.7m～12.0m、地表式

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

野村町統合中学校、野村高校、県立種畜場等の公共施設への連絡上、本路線の変更を行うものである。

第21号議案 建築基準法第22条の規定に基づく区域の指定について

建築基準法第22条第1項の指定区域面積

都市計画区域名、既存準防火地域、防火地域の面積（ha）、既存第22条第1項の指定区域の面積（ha）、新規第22条第1項の指定区域の面積（ha）

松山都市計画区域、467.5、373.4、2,586.5

新居浜都市計画区域、114.0、0、1,325.0

西条都市計画区域、40.0、0、1,021.2

伊予都市計画区域、0、0、184.4

宇和島都市計画区域、58.0、0、486.0

今治都市計画区域、96.86、0、1,011.54

理由書

市街地における、火災に伴う災害を防止し、都市の不燃化を図り公共福祉の増進に資するため指定するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第15号議案

関係住民及び利用関係人の意見書

記

1 提出者住所、氏名：松山市 ○○

2 意見書の要旨：朝生田区間の環状線通過に反対（理由）地元住民の意見を無視、住み慣れた場所を離れる

委員：いまその図面に書かれております国鉄の横断の関係でございますが、これは土居田町の踏切ですか土居田町として県が計画されております立体交差個所でございますか。

幹事（指摘箇所について、図示説明）

委員：その個所は県が過去土居田町として立体交差の計画をなされたものと同一でしょうか。これは位置図にある土居田町 131 番というやつでございませうか。

幹事：はい、これに該当いたします。

委員：そういたしますと、今御説明なかったですが、次のページにあります予讃線との立体交差幅員 26 というのは、

幹事：予讃線につきましては、前認定しておりました幅員。

委員：これは過去に認定をすでになされたわけですか。

幹事：はい。これを今回いろいろ取付の関係、そういった実施設計を含んで変更したい、こういう内容でございませう。

委員：そうですか。これは計画決定の取扱でございませうが、事業決定としての予定は、ちょっと参考までに聞かしてほしい。

幹事：図に依り、第 1 期、第 2 期、第 3 期に分けたい。また用地買収との関係に依り変更もある。5 年先には主要な所は完成させたい。松山市とも努力したいと考えている。

委員：意見書は、変更以前の計画決定の段階ではだされなかったのか。今回の関係についてはどう考えられたか。

幹事：変更の内容については、今回の変更のみに限るのが形式ですが、一応従来からの慣例で、こういう意見も包括的に処理したい。変更については詳細に説明した。

委員：そうすると、当初からこういう意見があったということか。

幹事：はい。

委員：意見書を出された方とは十分話し合ったか。

幹事：松山市の方からは、用地買収の関係もあるので、相当十分前から部落、あるいは関係者とは話し合いをしたと聞いている。

委員：話はしたが、了承は得られなかったのか。

幹事：はい。市としては、あくまで了承を得るよう努力したいとのことだ。

第 19 号議案

委員：国鉄の横断部分についてアウトラインの説明をお願いします。

幹事：8m の部分については、現在までに施行済みになっています。現在の県道から国道の間が未施行になっています。将来の交通事情を考えると、この区間は 8m でなくて 12m で、9m の車道幅員に両側 1.5m の歩道を付けることが適切と考えています。

第 21 号議案

幹事：現在愛媛県下で用途地域を指定されている 6 市について、建築基準法第 22 条の区域、我々は屋根不燃区域と呼んでいますが、を用途地域を指定されている範囲内ですでに防火地域あるいは準防火地域等の指定された場所を除く全域に対して指定したいという案件です。22 条の区域では建築物を作る場合に屋根を不燃材料で葺かねばならない、また延焼の恐れがある区域では土塗り壁か同等以上の防火性能のある構造にしなければならない。最近の地価が高い状況の中で建蔽率の緩和が要望されていますが、22 条の区域では、建設大臣の承認を得て指定することで建蔽率が緩和されるという但し書き規定があります。

委員：22 条の指定が無理なく円滑に施行されますか。

幹事：現在の建築物ではきわめて常識的なことなので、無理を生じるとは考えていません。

委員：現在では新建材とか何とか、かなり無理があるんじゃないか。

幹事：建物全体への要求ではなく、延焼の恐れのある部分の壁に限定しているので、さほど無理のある制

限とは考えていません。

委員：特別に議論もしないで、今までの用途地域をそのまま指定したのですか。

幹事：はいそうです。市街地になる可能性、あるいは現にそういう区域が本来の対象地域です。

委員：今回、これを指定しなければならなかった理由は何か。

幹事：建蔽率緩和を早くしたいことです。

委員：22条指定により建蔽率はどのように変わりますか。

幹事：敷地面積から30平方メートルを引いた残りの6割というのが現行規制であり、22条を指定して、更に55条の特例を適用すると、30平方メートルを引かなくてもよいこととなります。

委員：指定区域内にわらぶき屋根等があるとどうなるか。

幹事：既存建物には摘要しませんが、大規模な修理、改築の機会には直してもらうこととなります。

委員：線引が行われると、このことは再度議題になるか。

幹事：現時点でこれを検討したのは、一般の期待が大きいので延ばしては問題があると考えからです。将来線引が決定されれば、再度おはかりしたい。

委員：松山地区の線引の進行状況を簡単に示してほしい。

幹事：内部の事務的な諸作業、諸資料はほぼ整っています。今後、公聴会あるいは松山市等の市町村との事前協議を行いたい。その内容は、市町村独自の将来構想と県の考え方との調整、都市施設や土地利用計画等の内容的な計画、整備開発保全の方針、基本的にはこれらの問題点について当事者間で話し合っておきたい。また、周知徹底を図る上で、今後の区域区分についてどういった意見があるかを十分くみ取りたい。さらに、実際に作業を行う上での法的な決定要領、基本的な方針、あるいは設定基準等について、具体的に十分話し合っておきたい。農林関係の調整も非常に複雑であり、その点の理解を得ることも重要です。これらの点を軸として、来週あるいは今週の終わりから関係市町と話し合いを持ちたい。その中で、いつ公聴会をやるべきかを検討したい。また、この委員会にも御相談したい。公聴会が決まれば、関係省庁への事前協議、市町村意見の文書回答、その後に公告、縦覧を経て正式に審議会に付議します。それが終われば本省や関係各省へ認可申請し、認可事務が終われば決定告示となります。審議会に付議するときには、県の意見だけではなく、各市町村の意見も付してご相談したいと考えております。

委員：法律規定に基づいた審議ではなく、それ以前、それ以外にも説明ないしは意見を求めるのか。

幹事：はいそうです。正式な付議では、公聴会も終わり、公告、縦覧も終わり、意見書を添えて出すこととなります。法的にはこれでよいが、実際には、法律の趣旨が、広く意見を総合してやることになっており、委員の皆さんからもいろいろな意見が出されると思いますので、事前におはかりしたい。それから、我々としても、将来そういったことで不備がないように、知っておいてもらいたいと考えております。

委員：充分意見が述べられる機会と時間を約束されるよう、期待しています。